

国際関連情報 Report from CMAC

CMAC (2015年11月) 出席報告

みずほ証券(株) 経営調査部 上級研究員 くまがい ごろう
熊谷 五郎

I. はじめに

2015年11月6日、ロンドンにおいて国際会計基準審議会 (IASB) の資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee、以下「CMAC」という。) が開催された。CMACは、世界各国の財務諸表ユーザーの意見をIASBに対して定期的にインプットすることを目的に創設された組織である。

IFRS諮問会議 (IFRS-AC) がIFRS財団の正式な組織であるのに対して、CMACは作成者の組織である世界作成者フォーラム (Global

Preparers Forum、以下「GPF」という。) と並んで、IASBやIFRS財団とは独立したIASB議長の諮問機関という位置づけとなっている。CMACの会議は年3回ロンドンで開催されるが、そのうち1回はGPFとの共同開催である。

IFRS-ACが戦略的かつハイレベルな論点に関してIASBやIFRS財団トラスティにアドバイスを行うのに対して、CMACやGPFは財務諸表ユーザーや作成者の立場から、より専門的かつテクニカルな論点に関して、IASBに対してインプットを提供している。

11月6日開催のCMAC会議の議題は図表1

図表1 2015年11月6日開催 CMAC 議事一覧

番号	時間	議事
1	9:30-10:30	2015年アジェンダ・コンサルテーション
2	10:30-11:00	のれんと減損
3	11:15-12:00	IFRS財団トラスティ・レビュー：体制と有効性
4	13:15-14:15	概念フレームワーク：測定
5	14:15-15:15	IFRS第9号：新しい金融商品減損モデルに関する教育セッション
6	15:30-15:45	IFRS第15号：顧客との契約からの収益：強制適用日の延期について
7	15:45-16:45	開示イニシアチブ・プロジェクト：重要性に関する実務記述書
8	16:45-17:00	2015年6月 CMAC-GPF 合同会議のフォローアップ

出所：IASB

のとおりである。以下本稿ではその概要を報告する¹。

Ⅱ. 2015年11月開催CMAC・議事概要

1. 2015年アジェンダ・コンサルテーション 【論点と背景】

プロジェクトの優先順位と開発スピードなどは適切か

IASBは定款で、3年ごとに作業計画とプロジェクトの優先順位について、アジェンダ・コンサルテーションを実施し利害関係者の意見を聞くことを求められている。本セッションでは、IASBのリサーチ・プロジェクトにおける優先順位と、基準開発・改訂が適切な頻度、スピードで行われているかが議論された。IASBは、12月31日まで2015年アジェンダ・コンサルテーションに関する意見募集中である。

【CMACにおける議論】

リサーチ・プロジェクトの中では、のれんについては、優先度の高い論点であることが多くのCMAC委員より指摘された。筆者を含め一部の委員からは、のれんの非償却に替えて償却アプローチを復活させるべきとの意見があった。一方で多くのCMAC委員は、現行の減損テストに関する開示²を強化すべきであるという意見であった。あるCMAC委員からは、減損を実施すべきかどうかは、M&A実行時における事前予想を達成したかどうかによって判断されるべきであるという見解が示された。

業績報告もまた重要な論点であるとされた。業績報告に関する要件の明確化によって、財務

諸表における公正価値測定の効果の明確化につながるのではないかという意見があった。また、IASBが業績報告を見直すにあたっては、非GAAP指標（代替的業績指標）に関しても検討すべきであるとの意見もあった。また、特に金融・保険業界など業界特性に応じた業績報告が必要か否かについても議論された。

セグメント情報の開示に関しては追加的ガイダンスにより、さらなる充実が期待できるという意見が大半であった。事業セグメントに関する情報は、社外の財務諸表利用者が企業のさまざまなビジネスを理解し、評価するにあたって鍵となる。IFRSスタッフより、IFRS第8号「事業セグメント」に関する適用後レビューによって識別された問題に対して、IASBは限定的な範囲の修正提案を検討している旨の発言があった。

多くのCMACメンバーは、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書に表示される科目への変更のみが、自分たちの分析に影響を与えると考えていた。その一方、IASBによるIFRSの修正が頻繁すぎると考えているメンバーもいた。そうした修正を随時実施するのではなく、修正を溜めておき、3年ごとに一斉に適用するようにしてはどうか、という意見があった。またリサーチ・アジェンダを2~3項目に絞り込むべきではないかという意見もあった。一方で、大規模なプロジェクトは、時間もリソースも食うので、むしろ緊急性の高い問題に対して「限定的な修正(narrow scope amendment)で対応することに重点をおくべきではないか。」という意見があった。また、欧州投資家グループ(European Investor Group)より、毎年、財務報告において改善す

1 2015年11月6日開催のCMAC会議の討議資料・音声ファイルは、以下で取得可能である。
<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/CMAC-November-2015.aspx>

2 減損テストにあたって前提となる仮定、過去のM&Aの成否に関する情報などが開示すべき項目として指摘された。

べき点をリストアップして公表していることが紹介された。

2. のれんと減損

【論点と背景】

のれんの償却再導入の是非、減損テストの改善について議論

2015年10月のIASB会合で、のれんと減損について投資家がどのような情報を必要としているか識別するために追加的調査を行うようIASBスタッフに指示がなされた。IASBがのれんの償却を再導入すべきか否か、減損テストの要件をどう改善すべきかなどを検討するに際して、この調査結果が考慮されることになる。11月のCMAC会議では、のれんの償却に対するCMAC委員の見解、のれんと減損に関して企業が提供する情報をどのように使っているか、またその情報に対して何か調整を加えているかなどが議論された。

このセッションはもともと30分の予定であったが、議論が白熱し大幅に時間超過することとなった。IASBは、のれんと減損プロジェクトに対するフィードバックを検討の上、投資家からさらに収集すべき情報を決定する。

【CMACにおける議論】

経営陣が買収価格やのれんの支払が妥当であると判断した主な根拠を知りたいという点は、すべてのCMACメンバーに共通していた。過去の複数の買収によって生じたのれんの内訳を案件ごとに開示することを会計基準の要件として定めるべきであるとの意見があった。

のれん及びその他の無形資産の償却や減損費用は、現金支出であるために足し戻す実務が一般的であるとの見解が示された。それに対して筆者から、「そのような調整は、まさにキャッシュフロー情報を得るために行っている。アナリストがそのような調整を行うことや、キャッ

シュフロー情報を重視することは、アナリストが同時にのれんの償却費を適切に期間按分した損益情報を重視することと矛盾しない。」と反論した。

のれんの償却支持派は、筆者、スウェーデン、フランスの委員の3人であった。まず筆者から「のれんの償却期間の推定が困難であるから、償却しないというのはおかしい。のれんの償却期間は、経営陣が何年でM&Aに関わる投資を回収できると考えているかの判断を示していると考えられる。そのような情報は財務諸表利用者にとって非常に有用な情報である。しかし減損のみのアプローチではそうした有用な情報が完全に失われてしまう。一方、償却費を足し戻すことで、簡単に減損のみのアプローチとほぼ同等の情報を再現できる。こうした二系列の情報を実質的に提供できることが、減損のみのアプローチより償却+減損アプローチの利点であると思う。」との見解を示した。また、スウェーデンの委員からは、「のれんを計上しているスウェーデン企業の実に20%以上の企業については、のれんが自己資本を上回っており非常に不健全な財務状態にある。」との指摘がされた。フランスの委員からは、「購入のれんは経済的に減耗するのであり、償却しないと徐々に自己創設のれんに置き換えられる。しかし、のれんの経済的減耗は、償却モデルにより最も適切に反映される。」との発言があった。

一方、CMACメンバーの多数はのれんの償却の再導入に否定的で、減損のみのアプローチを支持していた。その主な論拠は、

- のれんは耐用年数を確定できない長期性の資産である。のれんの償却期間は、恣意的とならざるを得ず、有用な情報は提供しない。
- のれんを償却することにより、むしろ適切なタイミングで減損損失が認識されづらくなる。これにより、経営陣が高値掴みをしたか否かを判断するための重要な情報が失われ

る。

- 実務上減損損失の認識が遅れがちであるのはそのとおりであるとしても、減損テストは概念的に正しいアプローチである。償却を再導入するよりも、より堅牢な減損テストを開発すべきである。
- 現行の減損テストの方が、ROIC をより適切に計算できるために、経営陣が高値掴みをしたかどうか、買収が良い経営判断であったかどうかに関してより有用な情報を提供できる。

などであった。

また、M&A による成長戦略を取る企業とオーガニック・グロース戦略を取る企業との比較が難しいとの指摘があった。しかしその問題を解決するには、自己創設のれんを適切に資本還元するか、のれんを即時直接償却するなど過激な方法を取らない限り解決できないのではないか、というのが共通見解であった。

3. IFRS 財団トラスティ・レビュー：体制と有効性

【論点と背景】

財務報告より幅広い企業報告やテクノロジーの進歩を踏まえた IASB の役割

IFRS 財団幹部より、2015 年 7 月に公表された意見募集文書「IFRS 財団トラスティ・レビュー：体制と有効性」に関する説明を受けた後、特に(a)より幅広い企業報告 (wider corporate reporting)³ の動向と(b)テクノロジーにおける進歩を踏まえて、財務諸表利用者の経済的意思決定に資する情報の提供という IFRS の目的適合性は維持されているかどうか、CMAC メンバーの見解が求められた。

なおトラスティ・レビューに対するコメントは 11 月 30 日に締め切られている。IFRS 財団に寄せられたコメントレターとアウトリーチにより得られたフィードバックは、ユーザーも含めて、2016 年 1 月のトラスティ会議で報告された。

【CMAC における議論】

幅広い企業報告のコンテキスト

まず、(a)より幅広い企業報告の動向を踏まえた IFRS の目的適合性については、多数派の見解として以下が示された。

- IASB は財務報告のための会計基準の開発というコア・ビジネスに専念すべきである。会計基準の開発においてまだやるべきことがたくさんある。IFRS にはグローバル・ブランドとしての強みがあり、IASB はそのブランドを維持するための努力を惜しむべきではない。財務報告以外の分野でも主導的な役割を演じようとしても、IASB が注力すべき分野を曖昧にし、結果として何が IASB の主要任務であるかを曖昧にするだけである。
- 一方少数ながら、「IASB がコア業務を犠牲にしない限り、国際統合報告評議会 (the International Integrated Reporting Council, IIRC)、その他の組織との関係を維持することは重要である。」「非財務情報などとの関連で、財務報告以外にも一定のリソースを割くことには、メリットがあるのではないか。」などの意見もあった。

(b)テクノロジーの開発動向を踏まえた IFRS の目的適合性については、以下の見解が示された。

- 財務報告におけるテクノロジーの重要性が高

3 IASB の一義的なミッションは、IFRS という会計基準の開発であり主に財務報告に関わっている。「より幅広い企業報告」とは、財務報告に限らず、財務報告の中でも非 IFRS 情報、定性的財務情報、ESG などの非財務報告などを含み、現在「統合報告」や、「企業報告ダイアログ」などさまざまなイニシアチブが世界規模で進行している。

まっていることを否定する者はいなかった。しかし IFRS 財団や IASB がテクノロジー開発の分野に深入りするべきではないという意見が多数であった。IFRS 財団・IASB は直接テクノロジー開発の主体となるよりも、投資家やアナリストが信頼できるデータに迅速にアクセスできるように、サードパーティによるツール開発を促すことが望ましいとの意見もあった。

- IFRS タクソノミに関しては議論百出となった。IFRS タクソノミが魅力的なプロダクトであることは認めつつも、積極的に使うインセンティブがあまりないとの意見が多かった。一方で少数意見ながら、「IFRS の首尾一貫した適用に IFRS タクソノミが利用できるのではないか」、「IFRS 上の計数を非 GAAP/非 IFRS 情報と結びつけることが可能になるのではないか。」など IFRS タクソノミの可能性を評価する声もあった。

また上記2つの論点以外への意見として、三層のガバナンス構造が IASB の独立性維持に寄与していると評価する声があった。また教育イニシアチブは IFRS の首尾一貫した適用に貢献し得るという意見があった反面、投資家に対する教育が疎かになるのではないかと懸念の声もあった。

IFRS の一貫した適用に関しては、適用後レビューに期待する声もあった。しかし、「IFRS 第8号：事業セグメント」など過去に実施された適用後レビューについては、もっと上手に実施することができたはず、との指摘もあった。

4. 概念フレームワーク：測定

【論点と背景】

「概念フレームワーク」公開草案 (ED) の測

定に関する論点として、「測定基礎の選択」がある。CMAC では、

- 異なる測定基礎のそれぞれによってどのような情報が提供されるか、ED の説明に同意するか。
- 例示された資産、負債について、最も有用な情報を提供するのどの測定基礎か、またその理由。
- 測定基礎選択にあたって ED で識別された要因と、上記に示された理由は整合的か。

について、議論された。

【CMAC における議論】

概念フレームワーク ED 第6章では、測定基礎を (a) 「歴史的原価 (historical cost)」、(b) 「現在価値 (current value)」に分類し、さらに (b) 現在価値による測定基礎を、「公正価値 (fair value)」と「使用価値 (value in use、資産の場合) 及び履行価値 (fulfillment value、負債の場合)」に分類している。本セッションでは、まず ED の分類による測定基礎自体についての質疑があった。

公正価値によって提供される情報の特性と使用価値によって提供される情報の特性に関する ED の記述は非常に似ているとの指摘があった。それに対して、IASB スタッフより「それは意図的にそうしている。両者の違いは、公正価値が市場参加者の仮定に基づくもので、使用価値が企業固有の仮定に基づく。」との回答があった。

また、歴史的原価の提供する BS 情報についての ED の説明は正しいのか、という質問があった。例えばある資産に関する回収可能額が増価した場合、歴史的原価には反映されない⁴。それに対して IASB スタッフより、「概念フ

4 概念 FW では、歴史的原価による資産の測定値を「未消費 (又は未回収) 部分の回収可能な原価 (取得時に生じた取引コストを含む)」であるとしている。

レームワーク・EDにおけるご指摘の記述の意図は、むしろ資産に減損が生じる場合を意識したものであって、増価する場合を対象とはしていない。」との回答があった。さらに「IAS第2号では原価と市場価格の低い方で測定することが要件で、原価と回収可能額の低い方とはなっていない。何故そうした測定方法がEDでは用いられていないのか。」との質問もあった。それに対しては、「概念フレームワークでは、歴史的原価のうち回収可能な部分という意味で『回収可能原価 (recoverable cost)』という用語を用いている。しかし回収可能性をどう評価するかは、個別基準レベルの問題であるので、概念フレームワークでは言及していない。」との回答があった。

また「なぜ公正価値の再測定が、キャッシュフローの見積り、金利、リスクの量又は価格の変動によって引き起こされる、という書きぶりなのがよく分からない。公正価値は観察可能な額であるので、再測定にあたって要素への分解は不要である。このような要素ごとに分解した再測定は使用価値についてしか意味がないのではないか。」との質問があった。それに対して「例えばレベル3公正価値は、キャッシュフローの見積りを、リスク調整を加えて割り引くことで得られる。さらに言うならば、公正価値が観察可能なケースであっても公正価値の変化は、このような要素へ分解することは可能である。」との回答があった。

CMACメンバーは、例示された資産・負債についてどの測定基礎が最も有用な情報を提供するかについて検討した。

「在庫（製造工程で利用される原材料在庫。コモディティブローカー/トレーダーの在庫ではない）」については、ほとんどのCMACメンバーは歴史的原価が最も有用な情報を提供すると考えた。

その理由は、在庫は製造プロセスを通じて

キャッシュフローを生み出すと考えられるからである。「在庫が長期間保有される場合や、高インフレ期には、現在価値がより目的適格的ではないか。」という意見もあった。しかし、それに対しては「現在価値を利用することによって生じるボラティリティはノイズでしかなく、歴史的な原価によって測定された在庫に基づいて、グロスマージンを表示したほうが有用である。」との反対意見があった。

「自社利用のビル」については意見が分かれた。歴史的な原価支持派は、「自社利用のビルはキャッシュフローを創出しない。」「企業のオフィス移転が困難である場合には公正価値情報は有用でない。」という意見であった。それに対して公正価値支持派は、「不動産の公正価値に基づく担保差入れにより資金調達が可能である。」「十分なオフィス供給がある場合には、オフィス移転は容易であり、オフィスビルは金融商品の性格に近づくために公正価値による測定が有用な情報を提供する。」という意見であった。

「投資用不動産」についてはCMACメンバー全員が公正価値による測定を支持した。売却によって簡単に現金化できるからである。少数意見としては、BS情報として公正価値による測定、PL上は歴史的な原価による測定で、両者の差額をその他の包括利益(OCI)で認識すべきであるという意見もあった。

「活発な取引のない持分証券」については、歴史的な原価より公正価値を支持する意見が多数であった。使用価値、歴史的な原価を支持する意見もそれぞれ一人ずつあった。公正価値支持派の一部には「活発な取引のない持分証券」の公正価値の変化はOCI認識すべきとの意見のメンバーも数人いた。

「有利子負債（取引相場のない社債）」については、どのCMACメンバーも、償却原価による測定を支持した。割引率の変動に伴う公正価

値の変動は、純利益（又は OCI）に対して会計上のノイズをもたらすだけであると考えられるからである。また自己の信用リスクの変化による影響は、負債の測定に際して考慮されるべきではないという意見が大勢であった。しかし、この問題については時間の許す限り議論を尽くすべきであるとされた。

「資産除去債務」については、使用価値が支持された。割引率については現行金利を利用すべきという意見と、固定割引率を使うべきという意見に割れた。固定割引率を支持するメンバーの論拠は、割引率の変更に伴う価値の変動は有用な情報ではないということであった。

CMAC メンバーによる議論を総括して、IASB スタッフより「CMAC における議論は、測定基礎の選択にあたって考慮すべきものとして、ED により識別された論点のすべてをカバーしていた。」とのコメントがあった。特に、測定基礎の選択にあたって「資産・負債が将来のキャッシュフローにどう貢献するか。」という観点が CMAC メンバーにより非常に重視されていた。あるメンバーは、「この観点は資産や負債の特性など他の観点より重視されるべきであるが、IFRS 第 9 号における金融資産の分類と測定で使われているアプローチと異なることは留意すべきである。」という注意喚起の指摘もあった。

5. IFRS 第 9 号：新しい金融商品減損モデルに関する教育セッション

【論点と背景】

現行の IAS 第 39 号の「発生損失モデル」から IFRS 第 9 号の「予想損失モデル」への移行により、金融商品の減損（貸倒引当金の繰入れ）に関して、金融機関の BS、PL にどのような変化が生じるかを、IASB 投資家リエゾンチームと IFRS 第 9 号開発チームが共同で、投資家に対して事前に行っている。CMAC でも、

その概要が説明された。

【次のステップ】

IASB スタッフは今後も、IFRS 第 9 号の新しい減損モデルについて、投資家への教育活動を行っていくことを予定している。また、本件に興味を示した CMAC メンバーと今後とも意見交換を行っていく予定である。

6. 開示イニシアチブ・プロジェクト：重要性に関する実務記述書

【論点と背景】

2015 年 10 月、IASB は開示イニシアチブの一環として、公開草案「IFRS 実務記述書：財務諸表への重要性の適用」を公表した。IASB の開示イニシアチブは、過剰な情報開示による作成者への負担の軽減、過剰な情報開示により真に重要な情報を財務諸表利用者が見つけにくくなるなどの問題に対処しようとしている。その際鍵となると考えられているのが、財務諸表作成にあたって「重要性」の概念をどう適用するかである。

本実務記述書 ED は、IFRS に準拠する一般目的財務諸表の作成にあたって、作成企業の経営者がどのように「重要性」の概念を適用すべきか、経営者の判断を支援することを目的としている。また同時に投資家等のステークホルダーにとっても、本実務記述書は、経営者がどのようにして重要性に関わる判断を下しているかを理解する一助となることが期待されている。

本セッションでは、実務記述書公開草案に対する CMAC メンバーの意見が問われた。なお記述書案へのコメント期限は 2016 年 2 月 26 日であった。さまざまなステークホルダーからのコメントを待って、IASB は本プロジェクトの今後の方向性を決める予定である。

【CMAC における議論】

CMAC メンバーにおける主な議論は以下のとおりである。

重要性に関するガイダンスは幾つかの個別基準に分散しており、それを実務記述書にまとめることは企業と他のステークホルダーの対話を促す可能性がある、というのは概ね CMAC メンバーの共通見解であった。

実務記述書において、強制力のある IFRS 上の要件と、強制力のないガイダンスや設例を明確に区別して記載すべきかどうか、という意見があった。例えば強制力のある IFRS 上の要件については、「付録 (Appendix)」の中に含めてはどうか、というアイデアがあった。

IASB は、実務基準書は強制力を持たないとしている。それに対して、強制力がなければ、利用者にとっての2つの懸念、重要でない情報の過剰開示と、過剰な重要でない情報の開示により真に重要な情報が見つかりづらくなるという問題に対処できないという指摘があった。しかし、過剰開示の問題は多くの場合、監査人や規制当局からのプレッシャーにより生じており、ガイダンスの強制力の有無の問題ではないとする指摘もあった。CMAC メンバーの多数は、実務基準書に強制力を持たせる必要はないとの意見であった。

本件に関しては、筆者より「この実務記述書の意義は、『重要性』に関する“One-stop-reference”にあると思う。現状は、さまざまな個別基準の中で『重要性』が分散して記述されており、必ずしも統一的な記載かどうかも分からない。『重要性』について参照すべき reference があるのは悪いことではない。また、実務記述書自体に強制力がないとしても、参照先の会計基準における強制力によって、間接的に強制力

が生じるのではないか」との意見を述べた。筆者の実務記述書の強制力に関する理解に関しては、IASB 理事より「そういう理解でいいと思う」という回答があった。

Ⅲ. おわりに

のれんと減損についての付言

今回の CMAC において最も議論が白熱したのは、「のれんと減損」のセッションであった。最後にこの点につき若干付言しておきたい。企業結合時にパーチェス法（取得法）によって会計処理する場合に、被買収企業の時価評価純資産と買収価額の差額として計上される。これは、経済的には、被買収企業の超過収益力の現在価値であると考えられる。超過収益力としての「のれん」に耐用年数を20年以内に設定し、毎年定額償却することを義務づけているのが日本基準、耐用年数を確定できないとして償却を禁止し、毎年減損テストを求めているのが US-GAAP、IFRS である⁵。

もともとのれんの減損テストは、M&A 時に発生する巨額ののれん償却費を嫌った欧米産業界の求めに応じて導入されたという経緯があるが、減損テストの複雑さ、実務負担の重さから、簡素化を求める声が作成者から上がっている。一方、減損テストを実施するにあたっての恣意性については、規制当局からも懸念の声が上がっている。昨年1月に開始された IASB による IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューでも、「のれんの非償却」の妥当性が問われている。

一方、わが国会計基準では、のれんを投資原価の一部として、その効力の及ぶ期間にわたっ

5 歴史的には、米国が2001年に持分プーリング法、のれんの償却を廃止し、米国基準にコンバージェンスする形で IFRS でも、2004年公表の IFRS 第3号「企業結合」の公表時に、持分プーリング法、のれんの償却が廃止された。

て定期的に償却することが強制されている。のれんの償却によって、企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能になるからである。日本版 IFRS と呼ばれた「修正国際基準 (JMIS)」の開発にあたっては、「当期純利益、その他の包括利益、リサイクリング」に関する規定と並んで、「のれんの償却」に係る規定の 2 点だけが、「わが国の会計基準に係る基本的考え方」との相違が大きいとして、IASB の開発した「ピュアな IFRS」から「修正又は削除」された。

そのような背景もあり、IFRS 第 3 号「企業結合」適用後レビューにおいては、わが国では国を挙げて「のれんの非償却」の問題点と「のれんの償却」の妥当性を懸命にアピールしているところである。しかしながら、本稿でも見たとおり、海外財務諸表利用者の意見は、一部を除くと「のれんの減損テスト」を支持する声が強いようである。現行の IFRS の減損テストが問題含みであり、何らかの改善、対策が必要なことは間違いのないにせよ、それがわが国の主張する「のれんの償却」の再導入につながるかどうかは、予断を許さない情勢である。